

# — 今市第三小学校「学校支援地域協議会」について —

日光市立今市第三小学校

## 1 「学校支援地域協議会」設立の趣旨

社会がますます複雑多様化し、子どもを取り巻く環境も大きく変化する中で、学校が様々な課題を抱えているとともに、家庭や地域の価値観も多様化し、学校に過剰な役割が求められるようになっていきます。このような状況のなかでの教育は、これまで以上に学校、家庭、地域の連携協力のもとに進めていくことが不可欠となっています。

このため、平成18年におよそ60年ぶりに改正された教育基本法には、学校、家庭、地域の連携協力に関する規定が新たに盛り込まれました。

### ○教育基本法

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

学校支援地域協議会は、これを具体化する方策の柱であり、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えるとともに、地域に根ざした学校づくりを推進するための取組やそのための協議を行う重要な組織であると考えています。

具体的には、学校の状況に応じて地域ぐるみで学校の教育活動に支援いただくことで、

- (1) 教員や地域の大人が子どもと向き合う時間が増えるなど、学校や地域の教育活動のさらなる充実を図ることができる。
- (2) 地域住民が自らの学習成果を生かす場が広がる。
- (3) 地域の教育力の向上と地域に根ざした学校づくりが推進される。

ことが期待されます。

まず1点目については、教員だけでは担いきれない、あるいは必ずしも教員だけがすべて行う必要がない業務について地域が支援することにより、教員が、より教育活動に専念でき、より多くの時間を子どもと向き合うことや授業準備等に充てられるようになります。また、子どもたちが多様な知識や経験を持つ地域の大人とふれ合う機会が増え、多様な経験の機会や学習活動（魅力ある授業の提供）の向上、部活動の充実、学校の環境整備等が一層図られるとともに、多くの大人の目で子どもたちを見守ることで、よりきめ細かな教育にもつながります。さらに、子どもの地域に対する理解やボランティアへの関心も高まります。これらは、子どもの「生きる力」の育成に大きく資するものです。

2点目については、地域住民が意欲と関心を持って自ら進んで学校支援活動に参加することは、これまで培ってきた知識や経験を生かす場が広がり、自己実現や生きがいづくりにつながるものとなります。特に、次代を担う子どものために学習成果を生かすことは、教育基本法に定められている「生涯学習の理念」にも適い、社会的にも大きな意義があります。

○教育基本法（生涯学習の理念）

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

これらの結果、3点目として、地域住民が子どもの発達段階に応じて教育を行う学校で活動することで、近年その低下が指摘されている地域の教育力（地域住民が、子どもの健全育成のために働きかけをすること。例えば、人を思いやること、自然やものを大切にすること、社会のルールを守ることなどについて、子どもたちに対し、その発達段階に応じて適切な働きかけを行う力）が向上し、これにより、地域の絆が強まり、地域が活性化することが期待されます。

また、学校においては、学校・家庭・地域の連携協力により、地域に根ざした学校づくりが推進されるものと思われます。

このように、学校支援地域協議会は、地域住民の力を最大限活用しつつ、学校を中心に児童の健全育成や地域の教育力、地域の活性化を図ろうとするものです。

## 2 学校支援地域協議会の主な目的

- (1) 地域住民の方々に学校支援者として協力していただくための体制整備を推進する。
- (2) 地域に根ざした信頼される学校づくりを推進するための取組やそのための協議を行う。

## 3 学校支援地域協議会の構成メンバー（今市第三小学区内関係者約80名：別紙名簿参照）

- ・自治会長、民生委員・児童委員、主任児童委員、老人会長、学校評議員、学童クラブ代表、地域コーディネーター等
- ・PTA役員、学校代表（校長、教頭、教務主任、児童指導主任、学習指導主任、環境整備担当者、生涯学習係、防犯・交通係、環境整備係、事務長）

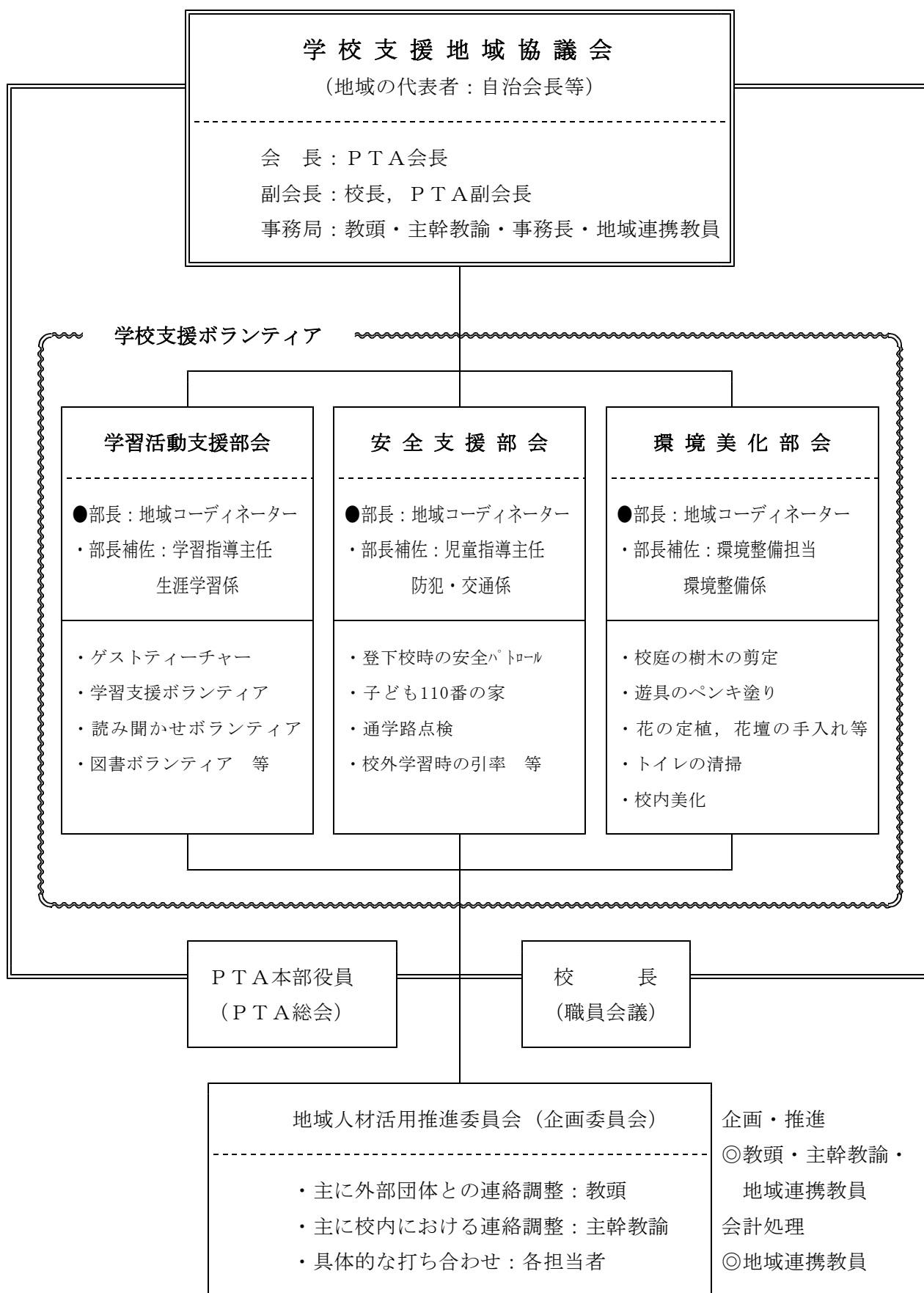
## 4 学校支援地域協議会の具体的な活動内容 ※重点事項

- ※（1）学校の運営に関して、評価したり、意見や提案を行うこと
  - （2）学校の教育活動の充実に関すること
    - ・授業や行事等に関する支援・協力
    - ・教育的な環境の整備に関する支援・協力
- ※（3）児童の安心・安全の確保等への支援・協力に関すること
  - （4）児童の健全育成のための地域・家庭・学校が一体となった取組に関すること
  - （5）学校施設や機能を活用して地域・家庭の教育力向上を図るための取組に関すること
  - （6）その他、地域・学校に必要と思われる取組に関すること

5 学校支援地域協議会の基本的なしくみ



## 6 事業推進組織



## 7 本会における各担当者の主な役割

役 職	担 当 者	仕 事 内 容
協議会 会長	P T A会長	・会長あいさつ ・議長 等
同 副会長	校長	・校長あいさつ ・学校経営の説明 等
同 副会長	P T A副会長	・会長補佐 等
同 部 長	地域コーディネーター	・各部会事業の推進 等
同 学習活動 部長補佐	学習指導主任 生涯学習係	・部会の開催（必要に応じて） ・学習活動への計画的な位置づけ（依頼状の作成） 等
同 安全支援 部長補佐	児童指導主任 防犯・交通係	・部会の開催（必要に応じて） ・登下校における安全支援活動への啓発及び御礼の通知発送 等
同 環境美化 部長補佐	環境整備担当 環境整備係	・部会の開催（必要に応じて） ・環境美化活動の計画的な実施（依頼状の作成） 等
同 事務局	教頭	・名簿作成
	主幹教諭	・全体会議開催通知の作成
	事務長	・文書の発送 等
	地域連携教員	・企画・立案 ・協議会資料の作成 ・経費処理 等

## 8 学校支援地域協議会会則 （別紙参照）

## 9 学校支援地域協議会の本年度の計画・日程

月	日	曜	会議および事業	内 容
6	10	金	学校支援地域協議会第1回会議	・本年度の事業について
6	3		<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の推進</li> <li>・学校支援ボランティアの募集</li> </ul>	
3				
3	3	金	学校支援地域協議会第2回会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度の事業についての報告と次年度に向けて</li> <li>・学校評価の説明，質疑応答，要望等</li> </ul> <p style="text-align: right;">その他</p>